

岩手弁護士会の取り組み

弁護士 石 橋 乙 秀

- 1 はじめに
消費者問題対策委員会
委員 38 名（会員 65 名中）
消費者当番弁護士制度
当番弁護士が毎日午後待機
- 2 信用生協・自治体・弁護士会の連携
昭和 57 年第 2 次サラ金被害
自殺、一家離散等
同 58 年から 3 年間全市で講演と相談
山子金融事件（昭和 62 年）
宮古市で約 230 名のサラ金名義貸事件 宮古市から預託金
盛岡市、信用生協、弁護士会消費者問題対策委員会の協定（平成元
年）
破産は最後の手段
信用生協・自治体・弁護士会の連携の広がり
岩手県全県への拡充
- 3 基本的なスタンス
生活再建（セイフティネット）
3 者の役割分担・協働と緊張関係
自治体提携貸付は多重債務解決の単なる 1 つの手段
- 4 各自の役割と状況
 - (1) 信用生協
受付、時間をかけた事情聴取（事実関係・原因の把握）、最後まで
で面倒を見る
情報提供（多様な解決方法）
 - (2) 弁護士
正確な多重債務の事実関係の把握と適正な解決
処理方針の協議（問題意識と解決の道筋の共有）
相談員の同席
迅速適正な解決と大量の事件処理
連携による低いコスト（費用の低額化）
民事法律扶助の積極的な活用（法テラス）
若手弁護士の育成（市民と同じ目線）
 - (3) 自治体
住民サービス（住民の安心・安全）
地域の相対的窮乏の防止
他の行政分野（福祉等）との連携
盛岡市及び県民生活センターからの相談
受付、時間をかけた事情聴取、最後まで面倒を見る

(4) 債務者
生活の再建
返済の苦しさ・煩しさからの解放

5 その他
岩手県民生活センター及び盛岡市消費者生活センターとの懇談会
(隔月)
信用生協との年 2 回の協議会
盛岡市消費者相談への派遣
岩手県民生活センターへの事例研究会への講師派遣
桐花会 (県内相談員の勉強会) への参加